

## 一般名処方推進について

厚生労働省の一般名処方推進の方針に従って、当院の医薬品処方は、有効成分が同一であれば、保険薬局において、銘柄によらず(後発医薬品を含め)調剤可能な一般名処方を行っています。一般名処方を行うことで、医薬品の供給状況に左右されず、安定的な薬剤治療の提供が可能となります。なお、長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に、患者様の希望を踏まえ処方等した場合は、選定療養費となります。

## 後発医薬品(ジェネリック医薬品) の使用推進について

厚生労働省の後発医薬品推進の方針に従って、当院では後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、有効かつ安全な製品を採用しております。また、医薬品の供給が不足等した場合にも、治療計画等の見直しを行い適切に治療を行う体制を整えております。後発医薬品への変更について、ご理解ご協力をお願いいたします。